

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長等への委任に関する規則をここに公布します。

平成二十九年六月十三日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

### 三重県公安委員会規則第六号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長等への委任に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、三重県公安委員会の事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長への事務の委任)

第二条 次の各号に掲げる事務は、警察本部長に委任する。

- 一 法第五条第一項の規定による命令
- 二 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- 三 法第五条第三項の規定による命令
- 四 前号に掲げる命令に係る法第五条第三項に規定する意見の聴取
- 五 第一号及び第三号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
- 六 法第五条第九項の規定による延長の処分
- 七 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- 八 第六号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において読み替えて準用する同条第六項又は第七項の規定による通知
- 九 法第十三条第二項の規定による報告徴収等

(警察署長への事務の委任)

第三条 次の各号に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- 一 法第五条第三項の規定による命令
- 二 前号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
- 三 法第十三条第二項の規定による報告徴収等（第一号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附 則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。